

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…



1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば…



●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。



2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。



3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)

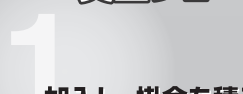
小規模企業共済制度

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます！
一事業主につき「2名」まで。



取引先の突然の倒産！まさかのときの資金調達先は準備していますか？

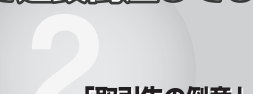
売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう…



1 加入し、掛金を積み立てておけば…

回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。（最高8,000万円まで）

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。



2 「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金（必要経費）に算入できます。

自社のリスク
マネジメントの
ひとつとして
お考えください。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

平成23年10月から改正！

- ① 共済金の貸付限度額 : 3,200万円 → 8,000万円
- ② 掛金の積立上限額 : 320万円 → 800万円
- ③ 掛金月額の上限額 : 8万円 → 20万円
- ④ 共済金の償還期間 : 一律5年 → 貸付額に応じて5～7年
5,000万円未満 5年
5,000万円以上6,500万円未満 6年
6,500万円以上8,000万円以下 7年
- ⑤ 早期償還手当金の創設

小規模企業共済・経営セーフティ共済のお申し込みは **川内商工会議所**

〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町3-25
TEL.0996-22-2267 FAX.0996-22-2269

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171（共済相談室）URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

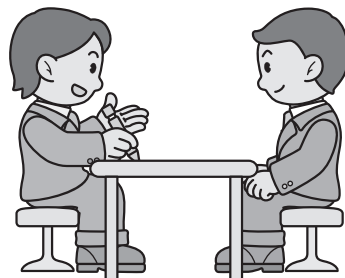
専門家の助言・指導で更なる飛躍！

エキスパートバンク

エキスパートバンク制度は、改善すべき経営課題を抱えている小規模事業者の皆さんの経営を支援する制度です。

経験豊富な専門家（エキスパート）が、直接事業所に訪問し、具体的・実践的な指導で課題を解決します。

指導料無料
秘密厳守



●エキスパートバンクの特色

1. セミナーや研修会と異なり、専門家があなたの会社とマンツーマンで相談に応じますので、各企業ごとのケースに応じたきめ細やかなアドバイスを受けることができます。また当制度は随時受付ですので、あなたの会社の経営の悩みに即応することが可能です。
2. 対象者は業種・業態を問わず、小規模事業者です。
(相談日程については、ご連絡を頂いた後に調整させていただくことがあります。)
※小規模事業者とは、事業主や家族従業員、役員、アルバイトを除き、常時雇用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の商工業者のことです。
3. 相談料は無料。もちろん、秘密は厳守いたします。